

伊勢市農地利用最適化推進委員募集要項

1 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、伊勢市農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集する。

2 業務内容

- ・遊休農地の発生防止・解消等に向けた農地の調査やパトロール、農地所有者への働きかけ
- ・担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手の掘り起こし活動
- ・農地の権利移動等の申請に対する現地確認や調査活動など

3 任期

委嘱の日（令和8年12月中旬）から令和11年12月10日まで

4 身分及び報酬

- ・伊勢市の特別職の非常勤職員
秘密保持義務があり、職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。
- ・伊勢市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬等を支給（年額204,900円を予定）

5 募集人数

32人（農業委員会が定める各区域より）

農地利用最適化推進委員に推薦又は応募をされた人は、農業委員にも推薦又は応募することもできますが、両委員を兼ねることはできません。

6 推薦又は応募する区域

農業委員会が定める区域及び人数

区域	区域の詳細	人数
本庁	下記以外の地区	1
神社・大湊	神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町、大湊町	1
浜郷	神田久志本町、神久1～6丁目、黒瀬町、通町、一色町、田尻町	2
宮本	勢田町、藤里町、旭町、前山町、大倉町、佐八町、津村町	2
豊浜	西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、檜原町	5
北浜	有滝町、村松町、東大淀町、柏町	5

城田	上地町、栗野町、中須町、川端町	3
四郷	中村町、楠部町、一字田町、朝熊町、鹿海町	3
沼木	上野町、円座町、神菌町、横輪町、矢持町	2
二見	松下、江、茶屋、三津、山田原、溝口、光の街、 荘、西、今一色	2
小俣	元町、宮前、本町、相合、湯田、新村、明野、 野村町	4
御菌	高向、長屋、王中島、新開、上條、小林	2
計 12 地区		32 名

7 推薦を受ける者又は応募する者の資格

- ・農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者で、法令等により農地利用最適化推進委員との兼職を禁止されていない者。
 - ・原則として伊勢市内に住所を有し、現に居住している者
- ※次に該当する者については、応募資格がありません。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・伊勢市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらとの密接な関係を有する者

8 推薦及び応募に係る手続等

規定の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ① 農業者および農業者が組織する団体等から推薦する場合（様式第3号）
- ② 個人による応募（自薦）の場合（様式第4号）

様式及び募集要項については、伊勢市農業委員会事務局の窓口に備えるほか、伊勢市ホームページからダウンロードできます。

9 募集の期間

令和8年6月15日(月) から 令和8年7月14日(火)までの窓口受付時間伊勢市農業委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。

※持参される場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合は、7月14日(火)必着です。(消印有効ではありません。)

また、封筒の表面に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

※期間終了後、募集人員に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合、伊勢市のホームページ等でお知らせします。

10 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間と期間の終了後に、伊勢市のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先を除くすべての事項とします。

11 選考方法、結果及び委嘱

募集人員を超えた場合、その他必要と認める場合は、伊勢市農地利用最適化推進委員候補者選定委員会において候補者を選定し、農業委員会より委嘱します。なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについて一切受付できません。

※選考の主な考え方

- ・地域の農業活動に精通している
- ・農業に対して深い知識を有している
- ・地域からの信任を得ている

12 記入上の注意

推薦書及び応募申込書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴（職歴）」、「推薦（応募）理由」、「農業経営の状況」の欄

詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙（任意様式）に記入してください。「経歴（職歴）」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。

- ・「認定農業者等であるか否かの別」（「認定農業者の該当」）の欄

認定農業者等とは、伊勢市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について伊勢市の認定を受けた農業者又は法人の役員等です。（不明な場合は、農林水産課へお問い合わせください。）

13 その他

・推薦・応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。また、提出された書類は、一切返却いたしません。

・申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関で調査します。

・追加の提出書類や説明を求める場合があります。

・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

【問合せ・提出先】

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 東館3階
伊勢市農業委員会事務局（308番窓口） 電話 0596-21-5653